

件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
保育園入所について	<p>育休を取得後、職場復帰をする予定でしたが、希望する保育園に入所できず、職場復帰できていない現状です。是非、働きやすく、子育てしやすい市に変えていただきたいです。</p>	<p>現在、本市の保育所(園)等の利用にあたっては、就労、就学要件などの保育事由における基礎指数に加え、育休明けやひとり親などの調整指数を加点するなど、その世帯に応じた点数を付与し利用調整を行っているところです。</p> <p>一方で、育児と就労を両立されたいと保育所(園)等の利用を希望される保護者様は多くおられ、一部の保育所(園)等においては、年齢によって受入れ可能な人数も限られるなど、保護者の皆様にご負担をおかけしていることを大変心苦しく感じております。</p> <p>今後も、保育所(園)等の利用における課題の解決に努め、全ての保護者の皆様が安心して楽しく子育てできる環境づくりに向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p>	2024/11/20	2024/12/18	保育幼稚園入園課
保育園の転園について	<p>保育園の転園について、減点されて150点が上限となっており、ほとんど転園はできない現状です。兄弟がいる場合は減点されないことになりましたが、その制度をもっと拡大して欲しいです。転居を伴う場合など、事情がある場合は転園でも減点なしにしていきたいです。</p>	<p>本市の保育所(園)の利用調整におきましては、すでに保育所(園)等を利用中の方が引越される場合など自己の都合により転所(園)を希望される場合は、小規模保育施設を卒園される場合を除き、基礎指数の上限を150点としております。これは、保育所(園)等の利用を希望していても、叶わず、お待ちいただいている方がいらっしゃることから、保育を必要とされるご家庭にできる限りご利用いただけるよう、このような取り扱いとしているところです。</p> <p>また、令和7年度の募集より、兄弟姉妹が在籍されている施設に転所(園)を希望される場合にのみ、基礎指数の上限を撤廃いたしました。これは兄弟姉妹が別園で、送迎時に2か所以上の保育所に送迎しなければならない保護者のご負担を考慮し、運用の見直しを行ったものです。</p> <p>保護者の皆様にはそれぞれのご事情があり、それぞれの環境も異なりますことから、様々な課題はありますが、いただきましたご意見も参考に、今後も安心して楽しく子育てができる環境づくりに努めてまいります。</p>	2024/11/28	2024/12/18	保育幼稚園入園課